

鳥取県告示第 211 号

平成16年鳥取県告示第244号（不当な取引方法の指定について）の一部を次のように改正し、平成22年4月6日から施行する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1～3 略</p> <p>4 契約解除に際しての不当な取引方法</p> <p>（1）消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。）以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p><u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6第1項</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項</u></p> <p><u>エ 略</u></p> <p><u>オ 略</u></p> <p><u>カ 略</u></p> <p><u>キ 略</u></p> <p><u>ク 略</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 契約解除に際しての不当な取引方法</p> <p>（1）消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。）以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p><u>ア 略</u></p> <p><u>イ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第4条の4第1項（同法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ 略</u></p> <p><u>オ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第17条第1項</u></p> <p><u>カ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第19条第1項</u></p> <p><u>キ 略</u></p> <p><u>ク 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）第59条第1項</u></p> <p><u>ケ 略</u></p> <p><u>コ 略</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>